

2026年7月8日

株主各位

広島県広島市中区上八丁堀8番8号

第1ウエノヤビル6F

株式会社アクアライン

代表取締役社長 楯 広長

臨時株主総会招集ご通知の一部訂正に関するお知らせ

2026年7月22日開催予定の臨時株主総会の招集に際し、電子提供措置を開始いたしました「臨時株主総会招集ご通知」の記載事項につきまして、下記のとおり追加の訂正がございましたので、訂正後の内容をお知らせいたします。

記

【訂正の理由】

第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生日について、当社は資本金及び資本準備金の額の減少（2026年8月25日効力発生）並びに株式譲渡制限規定の設定（2026年8月25日効力発生）以前は、依然として「公開会社である大会社」に該当いたします。会社法第328条第1項の規定により、公開会社である大会社は監査役会設置会社であることが求められるため、監査役会の廃止に係る定款変更は、株式譲渡制限規定の新設と同一の効力発生日（2026年8月25日）とする必要があります。

この点、現行の招集ご通知では、監査役会の廃止に係る定款変更が2026年7月22日効力発生となる記載となっていたため、以下のとおり訂正を行うものであります。

●修正箇所1：第3号議案「2. 変更の内容」（定款変更の効力発生日に関する記載）

修正内容（修正箇所は、下線にて表示しております。）

（修正前）

本定款変更は、2026年7月22日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生じるものとする。

(修正後)

本定款変更は、2026年7月22日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、監査役会の廃止、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生じるものとする。

●修正箇所2：定款新旧対照表「附 則」第2項

修正内容（修正箇所は、下線にて表示しております。）

(修正前)

2. 前項の規定にかかわらず、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生ずるものとする。

(修正後)

2. 前項の規定にかかわらず、監査役会の廃止、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生ずるものとする。

以上